

みどり町会子ども会規約

第1条（名称）

この会は、みどり町会子ども会（以下、本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、みどり町会（以下、町会という）内に在住するこども達の心身共に健全な育成と会員保護者（以下、保護者という）の交流を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 子ども達の健全育成と保護者相互の親睦に関すること
- (2) 子ども会の育成保護に関すること
- (3) 南八下校区連合子ども会（以下、連合子ども会という）の行事への参加に関すること
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認められたこと

第4条（運営）

本会は、次の各号の行事について参加、運営、報告、協力する。

- (1) 遠足、クリスマス会、お別れ会等
- (2) 南八下ふれあい祭り等
- (3) 連合子ども会の行事等（ソフトボール、ポートボールの体育活動 他）
- (4) その他、必要と認められる行事等

第5条（加入方式）

本会に入会できるのは小学校等に通いみどり町会内に居住していることとする。

南八下小学校に入学される新1年生の児童は自動加入とする。

3年生までは自動更新とする。

4年生となった年度からは年次更新とする。

※前項以外の小学校（私学在籍など）に在籍する児童の入会は、任意とする。

※本会の各行事に参加できる者は、保護者、児童及びその兄弟姉妹であること。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 会計監査（副会長兼任） | 1名 |

第7条（子ども会役員の任期）

子ども会役員の任期は、4月1日より1年とする。ただし、再任は妨げない。

※ 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。また、補欠は各自で依頼し、選出する。
残任期間が半年以上の場合のみ役員経験者とする。

第8条（子ども会役員の選出）

役員の選出は、毎年の総会時に全保護者出席のもと、執り行う。

- (1) やむを得ず欠席する保護者は、委任状を提出し、会長に一任する。
- (2) 選出は、立候補及び現役員に推薦を優先し、決定のない時は抽選にて執り行う。なお、欠席者の抽選は会長が執り行う。
- (3) P T A本部・連合子ども会役員未経験者を優先的に候補にあげることとする
- (4) 可能な限り、連役・兼任は避けることとする。

第9条（子ども会役員の免除）

次の各号に該当する保護者において、役員就任が出来ない場合は、申立書又は証書の提出とともに会議の席上、その理由を述べるものとし、多数決の原理に従い委任状を含む出席者の過半数の賛同をもって役員を免除することができる。

- (1) 母子家庭又は、父子家庭の保護者
- (2) 母親が妊娠中又は、未就園児、及び2歳以下のお子さまがいる家庭の保護者
※「未就学児」には幼稚園・保育園児を含みますが、「未就園児」は就園前のお子さまのみを指します。
- (3) 自身、もしくは家庭に身体障害者がいる保護者
- (4) 自身に持病があり通院中の保護者
- (5) 家庭で在宅介護者がいる保護者
- (6) 日本語が話せない外国人の保護者
- (7) 60歳以上の保護者

※「第1子が新1年生の保護者」は令和元年度より免除項目より除外されました。

※「未就学児の保護者」は令和7年度より免除項目より除外されました。

第10条（子ども会役員の職務）

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、その関係資料等を管理する。
- (4) 書記は、本会の会議録等の事務を処理し、その関係資料等を管理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計処理に関し随時又は会計年度終了後に監査を行う
- (6) 連合子ども会員役員は連合こども会の規約に沿って職務を遂行する。

(2年任期)

第11条（連合役員の選出と免除）

連合子ども会主導のもと、本会は連合役員候補者を1年に1度選出する。

連合役員対象者は、新1年～新5年生のお子様がいる方とする。

次に該当する保護者においては、役員を免除することができる。

- (1) 母子家庭・父子家庭（単位子供会で要相談）
- (2) 妊婦中の方
- (3) 未就学児がいる家庭
- (4) 第1子が新一年生になる家庭
- (5) 介護が必要な方、障害のある方がいる家庭（証明書必要）
- (6) 連合役員経験者
- (7) PTA本部役員経験者（会長、会長補佐、副会長、書記、会計、会計監査）
- (8) 子ども会の会長をした方は次の1回は免除とする。（歴代は含まない）
- (9) ソフト・ポート各代表が推薦した次期代表候補2名

※ただし新3年生で連合役員にあたった場合は新4年生も入会継続とする。

※連合子供会役員の経験者は今後すべての子供会役員・地区委員が

免除となる。中学校卒業まで。

※連合子ども会にて、選出方法、免除対象者の基準に変更があれば

それに準ずる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（経費等）

本会の運営及び目的達成のために必要な経費は、子ども会費（以下、会費という）、寄付金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

（1）会員が分担する会費は、会員1人につき、令和8年より年間2400円

（連合費、保険代含む）とし、毎年4月から翌年3月までの会費を年一括で納める。

内訳	①みどり子ども会会費	年間1200円
	②連合子ども会会費	年間1200円
	③大阪府子ども会育成連合保険代	年間 0円 （子ども会で負担します）

（2）本会への途中加入時は、入会月からの納入とする。

第14条（退会・再入会）

（1）何らかの理由で退会する場合は、退会理由を述べるものとし
退会届を提出し、会長は受理書を渡す。

（2）再入会は可能であるが、その場合、みどり町会子ども会からの卒業記念品を
受け取る権利を失うものとする。

第15条（会議）

本会の会議は、総会、役員会とする。

（1）総会は年1回とし、本会の重要事項について審議決定する。

（2）必要がある時は、臨時総会を開催する。

第16条（協議等）

本会の規約改正、事業計画、予算の立案、運営に関する事項は、役員会により
協議し、総会の決議は、出席者の過半数で決定する。

附則

この規約は、令和7年11月1日より施行する。